

1日に2回以上着岸する船舶に対する 係船岸壁使用料の免除基準

1 根 拠

川崎市港湾施設条例14条及び同施行規則第4条の3第4号

2 対象船舶

1日に2回以上着岸して荷役を実施する総トン数1000トン以上の船舶
ただし、次の船舶を除く。

ア 同日中に離岸しない船舶

イ 港内での移動に伴い2回以上着岸することとなる船舶

3 免除基準

- (1) 2回目以後の着岸に係る係船岸壁使用料について免除する。
- (2) 免除を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成12年6月1日から施行する。